

特別高圧電力料金高騰対策支援金交付要領

(目的)

第1条 特別高圧電力料金高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、特別高圧電力の料金高騰によって事業活動に影響が生じている三重県内の中小企業等に対して、特別高圧電力の使用量に応じた額の支援を行うことで、経営の安定を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 支援金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「特別高圧電力」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧により供給される電力をいう。

2 この要領において「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう（国及び地方自治体等の公的機関は大企業とみなす。）。ただし、次の各号に該当する者については、大企業として扱わないものとする。

- (1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- (2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

3 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。但し、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)から(3)までに該当する中小企業者が所有している中小企業者

(5) (1)から(3)までに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

4 この要領において「商業施設等」とは、ショッピングセンター等の商業施設、オフィスビル及び工場その他の施設であり、店舗その他の事業所が入居する施設をいう。

(支援対象者)

第4条 支援対象者は、三重県内に本社又は事業所等を有し、次のいずれかに該当する中

小企業とする。

- (1) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する中小企業
 - (2) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する商業施設等に入居する中小企業
- 2 資本金又は基本財産の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ大企業が実質的に経営に参画していない公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び農事組合法人等の会社以外の法人についても、中小企業に準じて支援を受けることができるものとする。但し、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に規定する公共法人、政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人及び学校法人は、この限りではない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、支援を受けようとする特別高圧電力が、三重県が実施する他の燃料高騰対策支援金の対象となっている場合には、この要領に基づく支援を受けることができないものとする。

(支援額)

- 第5条 支援額は、別表に定める対象期間及び単価により、使用した特別高圧電力の量に単価を乗じて算出した額とする。ただし、算出額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 支援を受けようとする特別高圧電力について、他の公的機関等による支援金等を受給している場合、当該特別高圧電力の料金として実際に支払った額から、当該支援金等のうち当該特別高圧電力の支援に相当する額を差し引いた額を、この要領に基づく支援の上限額とする。

(支援金の交付申請)

- 第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、個人にあっては、交付申請書兼請求書（様式第1号）、申請額計算書（様式第2号）及び別に定める必要書類を、会社において、これらに加えて、株主及び役員一覧表（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び額の確定)

- 第7条 知事は、前条の規定による交付申請書兼請求書等の提出があったときは、その内容を審査した上で、支援金の交付を受ける申請者（以下「補助事業者」という。）の決定及び額の確定を行い、交付決定兼確定通知書（様式第4号）又は不採択通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
- (1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
 - (2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 3 前項に定めるほか、知事は、支援金の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(交付申請の取り下げ)

- 第8条 規則第7条第1項に規定する申請の取り下げをすることができる期日は、支援金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とし、書面をもって届けなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要領、又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、支援金を目的外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合

(支援金の支払)

第10条 支援金は、第7条第1項の交付の決定及び交付すべき額の確定を通知した後に支払うものとする。

(支援金に係る経理)

第11条 補助事業者は、支援事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援事業完了（支援事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(支援事業完了後の報告等)

第12条 知事は、支援事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第13条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月4日から施行する。

(第5条関係) 別表

	対象期間	単価
(第3期支援金)	令和7年1月から令和7年3月まで (令和7年2月検針分から令和7年4月検針分まで)	1円/kWh

(第4期支援金)	令和7年7月から令和7年9月まで (令和7年8月検針分から令和7年10月検針分まで)	1円/kWh
----------	---	--------

(第5期支援金)	令和8年1月から令和8年3月まで (令和8年2月検針分から令和8年4月検針分まで)	2円/kWh
----------	--	--------

(第6期支援金)	令和8年7月から令和8年9月まで (令和8年8月検針分から令和8年9月検針分まで)	2円/kWh
----------	--	--------